

令和7年5月28日
北海道運輸局自動車交通部

旭川地区における運賃改定の要請について

令和7年5月21日、旭川地区のタクシー事業者より運賃改定の要請がなされましたのでお知らせいたします。

運賃改定の要請（申請）は、令和7年5月21日から令和7年8月20日までの3ヶ月間受付し、地区における車両数の5割に達した時点で運賃改定の手続きを開始いたします。

地区概要

旭川地区	地区事業者数	地区車両数
旭川交通圏（旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町） 上川圏（上川町、愛別町、東神楽町、東川町） 名寄圏（下川町、名寄市、美深町、音威子府村、中川町） 士別圏（士別市、和寒町、剣淵町） 稚内圏（稚内市、豊富町） 深川圏（深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町） 富良野圏（富良野市、南富良野町、占冠村、美瑛町、上富良野町、中富良野町） 留萌圏（留萌市、増毛町、小平町） 羽幌圏（苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町） 枝幸圏（浜頓別町、中頓別町、枝幸町、猿払村） 礼文島（礼文町） 利尻島（利尻町、利尻富士町）	60者	852両

【問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部
旅客第二課 平澤、三宅
Tel 011-290-2742